入札公示

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続きを開始します。

平成24年9月11日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長　谷本　光司

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　近畿自動車道紀勢線左会津川橋上部工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　（自）和歌山県田辺市中万呂地先（至）和歌山県田辺市上万呂地先

⑷　工事内容　工事延長　L＝445.5m　鋼10径間連続合成2主鈑桁橋（L＝438m　最大支間長　L＝60.0m）1橋、床版工（鋼・コンクリート合成床版）A＝4,500㎡、仮設計画検討1式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年6月30日まで。

⑹　使用する主要な資機材

鋼材　770t、コンクリート　1,500㎥、鉄筋　250t

⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

⑻　本工事は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び一次提案（以下「資格申請書」という。）を提出した者のうち、資格申請書による一次審査の加算点が上位の者に限り二次審査として二次提案の提出を行うとともに、技術提案書に対するヒアリングを行う、段階選抜方式の試行工事である。

⑼　本工事においては、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑾　本工事は、資格申請書の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑿　本工事は、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意する「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

単価等の合意にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によるものとするが、協議開始の日から14日以内に単価個別合意方式による協議が整わない場合は、単価を包括的に合意する方式である「単価包括合意方式」によるものとする。

なお、総価契約単価合意方式の実施の詳細については、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⒀　本工事は、契約締結後に施工計画等を勘案の上、受注者自らが仮設等の検討を実施する仮設計画検討付き工事発注方式の試行工事である。

2　競争参加資格

下記＜1＞に掲げる競争参加資格のすべての事項に該当する者を指名する。指名した者のうち、下記＜2＞に掲げる競争参加資格を満たす者について、入札への参加を認める。

＜1＞　一次審査

資格申請書を提出した者で、下記⑴から⑾までの要件を満たす者のうち、一次審査の加算点の上位5者程度に含まれる者であること（5者を上限とし、選定枠内の加算点の最下位得点者が複数の場合は、そのすべての者を含む。）。加算点の算出方法は、入札説明書による。

なお、下記⑴から⑾までの要件をすべて満たす者の数が5者に満たない場合は、要件を満たす者すべてについて、一次審査における競争参加資格があると認める。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格「鋼橋上部工事」に係る認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成9年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋓までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「同種工事」という。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（TL－20以上で、A活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㋑　橋梁型式が、単純鈑桁橋（ただし、単純鋼床版鈑桁橋は含まない。）を除く鋼橋で、かつ、最大支間長が25m以上の製作・架設工事。

㋒　現場打ち鉄筋コンクリート床版（鋼・コンクリート合成床版を含む。）の工事。

㋓　上記㋐及び㋑は同一工事の施工実績を有し、㋒は同一工事でなくてもよいが、㋐の要件を満たすそれぞれの施工実績を有すること。

なお、床版工事の施工実績については、工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）に確認できる内容が登録された工事についても、工事内容（床版工事）が確認できる契約書等の写しを提出すること。

また、経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）にあっては、構成員のうちの1社が平成9年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成9年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した下記㋔から㋖までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋔　道路橋（TL－20以上で、A活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㋕　橋梁型式が、単純鈑桁橋（ただし、単純鋼床版鈑桁橋は含まない。）を除く鋼橋の製作・架設工事。

㋖　上記㋔及び㋕は同一工事の施工実績を有すること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地での架設据付期間に専任で配置できること。

なお、架設据付現場の配置予定技術者と製作現場（工場）の配置予定技術者が同一でない場合は、それぞれの資格及び経験等を提出すること。ただし、製作現場（工場）の配置予定技術者は下記⑹の工事の経験以外の資格を有する者であること。

⑹　1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

⑹　平成9年度以降に元請として架設据付を行い完成し、引渡しが完了した上記⑷㋐及び㋑の要件をすべて満たす工事の経験（以下「工事の経験」という。）を有する者であること（上記⑷㋐及び㋑は同一工事の経験を有すること。共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。